

J F E シビル 調達ガイドライン

J F E シビルは、持続可能な社会の実現に向けた活動をサプライチェーン全体で推進し、お客様に安全・安心な建設物を提供することを目的に、「J F E グループ企業行動指針」および「J F E グループ人権基本方針」に沿って、「J F E シビル調達ガイドライン」を制定いたしました。また、併せて「パートナーシップ構築宣言」を行っております。

お取引先の皆様におかれましては、本ガイドラインの以下の項目についてご理解頂き、積極的に推進して頂くと同時に、皆様のサプライヤーに対しても公正・公平な取引機会を提供頂くようお願いいたします。

当社はお取引先の皆様との相互理解と信頼関係の維持向上に努め、良きビジネスパートナーとしての連携と相互の発展を目指してまいります。

1. コンプライアンス

<法令遵守>

- ・建設業法をはじめ関連する法令、社会規範を遵守し、誠実に行動します。
- ・コンプライアンス徹底の方針や体制、教育等の仕組みを整備し、実施します。

<個人情報・機密情報管理>

サプライヤー、お客様、従業員等全ての個人情報や、取引を通じて得た機密情報、プロジェクト情報の管理・保護を適切に行います。

<サイバーセキュリティ>

サイバーセキュリティ対策に努め、自社および他者に被害が生じないよう管理します。

<腐敗の防止>

政府関係者や公務員、その他のビジネスパートナーとの贈収賄に関与せず、腐敗の防止ならびに公正な事業慣行の確立および維持に努めます。

<反社会的勢力との関係の遮断>

反社会的勢力および団体とは、一切の関係を遮断し、違法・不当な要求には応じません。

<公正な競争>

- ・競争力のあるすべてのサプライヤーに公平に機会を提供し、公正、誠実な取引を実施すると共に、優越的地位の濫用などを行いません。
- ・サプライヤーの選定にあたっては、品質、安全、価格、納期、経営状況、改善への取組み姿勢等を総合的に勘案し、経済合理性に基づいて判断します。

<知的財産の保護>

- ・自社が保有する知的財産権を保護すると共に、他者に帰属する知的財産権を尊重します。
- ・片務的な秘密保持契約の締結や取引上の立場を利用したノウハウの開示の強制、知的財産権の侵害は行いません。

<品質保証>

建設物と建設関連サービスに適用される法規制と顧客要求事項を遵守し、製品の品質基準を確保する品質マネジメント体制を構築・運用します。

2. 人権尊重

「JFEグループ人権基本方針」の実行に努めます。

<児童労働の禁止>

子どもの発達や教育を受ける機会を妨げることのないよう、児童の労働を禁止します。

<強制労働の禁止>

- ・本人の自由意思に反する就労、離職の自由が制限される労働の強制は行いません。
- ・雇用の条件として、パスポート、公的な身分証明書、または労働許可証の引渡しを従業員に要求しません。

<差別、ハラスメントの禁止>

- ・企業活動に関する一人ひとりを個として尊重し、人種、国籍、民族、信条、宗教、社会的身分、門地、年齢、性別、性的指向、性自認、障がいの有無、その他いかなる事由による差別も行いません。
- ・相手の尊厳を傷つけ不快感を与える言動等、一切のハラスメント行為を行いません。

<地域住民の権利>

企業活動を行う地域における住民の土地の権利、安全、健康などを尊重し、配慮します。

<安全衛生>

「安全はすべてに優先する」という基本理念の下、単に労働災害の防止に努めるだけではなく、労働衛生、環境並びに公衆災害を含めた全ての事故・災害防止に全力を傾注し、安全で健康的な働きやすい職場環境作りを目指します。

<労働時間と休暇>

基本的人権の尊重および適切な雇用と安全・健康に配慮した労働条件を確保し、労働関連法令に即した休憩、休日を設け、適切に労働時間を管理します。

<賃金>

労働関連法令等で定められた最低賃金、超過勤務手当や法定給付を含むその他の手当を支払い、労働関連法令に違反する賃金減額を行いません。

<結社の自由>

従業員の結社の自由や団体交渉権等の権利を尊重します。

<通報窓口の設置>

従業員や関係取引先等からの不正行為や人権・環境等に関する懸念事項等の通報を受け付ける窓口（J F E シビル企業倫理ホットライン）を設置し、通報者の不利益にならないよう扱う体制を整備します。

3. 環境

<環境との調和>

- ・資源保護、環境保全、生物多様性に十分配慮し、環境と調和した事業活動を継続的に推進します。
- ・事業活動に關わる環境関連法令を遵守します。

<CO2 排出量の削減>

- ・企業活動における環境負荷低減に向けた継続的改善を行い、省エネルギー・省資源化に取り組みます。
- ・CO2 排出量の削減に貢献する製品・工法の採用・開発を推進します。

<環境汚染防止>

大気・水質・土壤・海洋の汚染防止や廃棄物の処理、騒音・振動・粉塵に関する法規制を遵守し、環境保護に十分配慮します。

<資源循環、廃棄物管理>

廃石綿処理やその他関連法令・条例・協定規制を遵守し、有害物質・化学物質も含めた建設廃棄物の適正処理と、建設廃材の 3 R (リデュース・リユース・リサイクル) を推進します。

<化学物質管理>

- ・各種規制、法令に則り、化学物質の管理を行います。
- ・化学物質による健康被害や環境汚染が起らぬよう、安全な取扱い、保管、廃棄処理等に注意して管理します。

4. 事業継続計画

<BCP の策定>

自然災害、感染症の急速な拡大等危機が発生した場合を想定し、建設物と建設関連サービスの安定供給を果たすため、事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定するとともに、組織的な危機管理を徹底します。

5. ステークホルダーとの関係

オープンで公正なコミュニケーションを通じて幅広いステークホルダーとの相互理解、信頼関係の維持・発展に努めます。

J F E シビル調達ガイドラインに関するお取引先の皆様の取り組み状況について、確認をさせていただく場合がございます。

本ガイドラインの各項目について、当社に関連する取引に関して問題が発生した場合には、ご報告をお願い致します。